

エネルギーの使用の合理化に関する

法律施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三十六号）（経済産業省）

1 特定機器

複合機、プリンター及び電気温水機器を特定 機器に追加することとしている。（第三条関係）

2 特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件

特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、複合機については五〇〇台以上、プリンターについては七〇〇台以上、電気温水機器については五〇〇台以上とする等としている。（第二二条関係）

3 施行期日

この政令は、平成二五年三月一日から施行することとしている。

○政令第三十六号（平成二十五年二月二十日）

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令 内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第七十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五号中「カラー複写機」を「日本工業規格A列二番（第二十四号及び第二十五号において「A二判」という。）以上の大きさの用紙に出力することができるもの」に改め、同条第十五号中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同条第二十二号及び第二十三号中「あて先」を「宛先」に改め、同条に次の三号を加える。

二十四 複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械（いずれも乾式間接静電式のものに限り、A二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十五 プリンター（乾式間接静電式のものに限り、A二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十六 電気温水機器（ヒートポンプ（二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。）を用いるものに限る、暖房の用に供することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

第二十二条の表の十の項中「二千台」の下に「（家庭用以外のものにあつては、百台）」を加え、同表の十一の項中「三百台」の下に「（家庭用以外のものにあつては、百台）」を加え、同表に次のように加える。

二十四 複合機	五百台
二十五 プリンター	七百台
二十六 電気温水機器	五百台

附 則

この政令は、平成二十五年三月一日から施行する。